



with Heart

令和5年(2023年)6月改訂

発行：岩手県保健福祉部障がい保健福祉課  
岩手県保健福祉部医療政策室  
岩手医科大学障がい児者医療学講座  
岩手医科大学小児科学講座

監修：一般社団法人岩手県医師会・岩手県小児科医会  
岩手県重症心身障害児(者)を守る会  
ぼけっとの会(一関)



岩手医科大学附属病院【小児科】

【障がい児者医療学講座】

〒028-3695 岩手県紫波郡矢巾町医大通 2-1-1  
Tel. 019-613-7111 (代表)

<https://www.hosp.iwate-med.ac.jp>



支援が必要なお子さんと家族のための

# いわて 医療的ケア支援 ガイドブック



with Heart

岩手県

## いわて医療的ケア支援ガイドブックによせて

重症心身障害児(者)を守る会 在宅部部长

藤村 ゆみ子

23年前、次男がNICUに入院したとき、抱っこすることができず、毎日保育器越しに声をかけることと、搾乳したおっぱいを運ぶことしかできませんでした。退院のとき、脳室周囲白質軟化症(脳性まひ)と、医師から伝えられました。親に何ができるか悩み、障がいに関する本などを手当たり次第に読み、できる事はないか探しました。しかし、その頃に必要だったことは障がいの知識を得ることではありませんでした。

この子の日々の子育ての仕方、2歳になる長男、夫、自分の仕事の事など、色々な現実が押し寄せてくる私たち家族の問題に、いつも寄り添って励ましてくれたのが療育センターの医師やスタッフでした。

私たち家族に必要なだったのは、家族以外の多くの理解者とつながることでした。

何も分からず、誰にも相談できない辛さ、苦しみは、誰にも味わってほしくはありません。一人で悩み苦しむことなく、近くにいる相談できる関係を築いていける人とつながり、少しでも不安や苦しみを分かち合い、希望を持って前に進んでいけるように。

その理解者とつながるきっかけや手助けとなることを期待します。

### 岩手医科大学障がい児者医療学講座

医療の進歩などから、重い病気や障がいがあっても、命をつなぎ、自宅で過ごすことができるお子さんが増えてきました。

しかし、お子さんたちを支える制度やサービスの整備が追いついていないという課題があります。

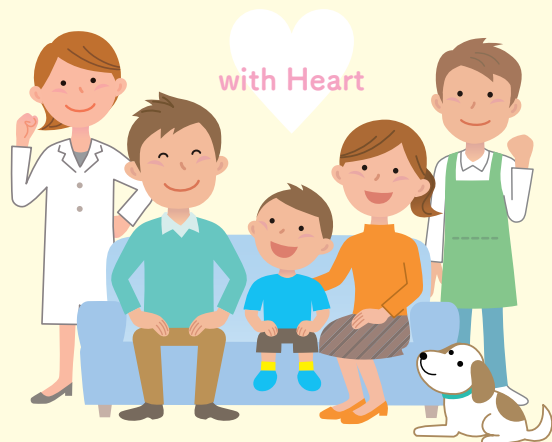
岩手県では、医療的ケアが必要なお子さんが地域で安心してサービスを受けられるように、課題の解決に向けて検討をすすめているところです。

まだまだ支援の種類や量は少ないかもしれませんが、現時点で利用できる制度や支援の内容について、できるだけ分かりやすく紹介するためにこのガイドブックを作成しました。

作成にあたりご協力をいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

### Contents

	page
① 医療的ケアとは	2
② 岩手県医療的ケア児支援センター	4
③ 退院に向けて準備すること	5
④ 支援者とその役割について	9
⑤ 生活の中で受けられる支援	10
⑥ ご家族からのメッセージ	25
⑦ よくある質問 (Q&A)	27
⑧ 関連サイトのご案内	30
⑨ 災害時の対応	31
⑩ 市町村の相談窓口	33



## 1 医療的ケアとは

「医療的ケア」とは医師や看護師の指導のもと、本人や家族などが治療目的ではなく生活援助を目的として行う行為を言います。



### 医療的ケアの種類 (主なものを抜粋)

種類	内容
吸引	鼻のなかや口のなか、気管のなかにある分泌物や唾液、痰などを吸引カテーテルや吸引器を使って取り除きます。
経管栄養	口から食べものを十分にとれないときに、胃や腸、鼻腔へチューブを挿入して流動食や栄養剤を注入します。
気管切開	なんらかの原因で呼吸が上手にできなくなったり、自分の力で痰が出せなくて苦しくなったりしたときに、首の皮膚を切開して気管に穴をあける手術を行い、息がしやすくなります。
人工呼吸器	呼吸機能の低下のためうまく呼吸ができない場合に、呼吸を人工的に助けるための機械を使って呼吸を補います。
導尿	自分で尿を出すことが難しい場合に、尿道から細い管を入れて尿を出します。成長に伴い自分でできるようになることもあります(自己導尿)。
人工肛門	自分で便を出すことが難しい場合に、おなかから大腸に穴をあける手術を行い、便を出しやすくなります。
酸素吸入	呼吸機能の低下のため体内の酸素が不足している場合に、足りない酸素を補うことです。

医療的ケアが必要なお子さんやご家族は  
どのような悩みを抱えているのでしょうか。

子どもと過ごす時間を大切にしつつ、  
子どものためにも自分の時間や身体も大切にしたい…

自分は特別じゃない。  
みんなと一緒に遊びたいし、勉強もしたい…

からだを動かすこと、話すことは苦手だけど、  
誰かと一緒に楽しいことをやってみたいし、見つけたい…

お子さんの状態や成長とともに、また、ご家族の  
ライフスタイルに応じてそれぞれのお子さんや  
ご家族に合った支援を一緒に見つけていきましょう。

### さまざまな支援の例

#### お子さんの状態に応じた個別の療育や教育

お子さんの状態に応じた個別の支援は、お子さんが持っている様々な「可能性」を発見することができ、お子さんにとっての楽しみが増えるなど生活の幅を広げることができますよ。

療育

岩手県立療育センター など  
(通園・外来・訪問)

教育

小中学校・  
特別支援学校

#### 身近な地域の同世代のお子さんたちと一緒に保育

保育所等の中には、看護師が主治医と連携しながら医療的ケアを実施することなどにより保育を受けられる施設もあります。

保育

保育所等



#### いろいろな人たちの協力を得ながらの子育て

お子さんご家族には様々な支援者・支援機関があり、皆が連携して支援します。  
お子さんやご家族の強い味方となる支援者は必ず見つかりますよ。

在宅医療

訪問看護

相談支援

保健師  
相談支援専門員

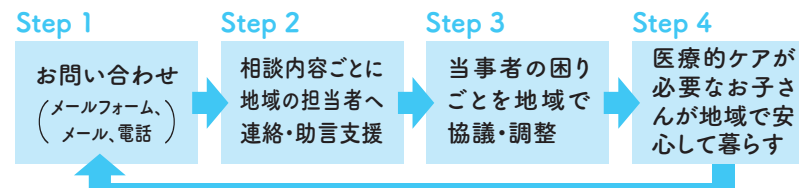
## 2 岩手県医療的ケア児支援センター

岩手県医療的ケア児支援センターは、医療的ケアが必要なお子さんとご家族の生活を支える市町村等の支援機関に対する助言や人材の育成、地域の支援機関の紹介・情報提供を行います。

医療的ケアが必要なお子さんとご家族が望まれる暮らしをかなえ、いわてに「生まれてよかった」、いわてで「生んでよかった」と実感していただけるよう、地域の皆様とともに「チームいわて」で取り組んでいます。

### 相談の流れ

もし何か困ること、相談したいことがありましたら、ホームページに記載されている連絡先に、まずはなんでも相談してみましょう。



岩手県HP

### 医療的ケア児等コーディネーターとは？

医療と福祉・教育等を包括的にコーディネートし、個々の支援者が単独では解決できない課題に対し、連携・協働して取り組む支援者です。

#### 県のコーディネーター

センターに所属し、関係機関へ専門的な助言や情報提供、医療的ケアが必要なお子さんご家族への相談対応、情報提供を行います。

#### 地域のコーディネーター

相談支援事業所等に所属し、医療・福祉サービス、入園、入学等を地域の支援機関と包括的にコーディネートします。



岩手県医療的ケア児支援センターでは、令和5年度から、主に当事者への情報発信を目的として、公式LINEを導入しています。

友だち追加は  
こちらから！



### 3 退院に向けて準備すること

#### ご家族が準備すること

病院の医療ソーシャルワーカーや退院調整担当の看護師と相談しながら準備を進めていきましょう。

- 医療機器の使い方やケアのやり方を覚えましょう。
- トラブルが起こった際の対応を練習しましょう。
- 入院中に外泊の体験をしましょう。
- 制度利用の申請の手続きを始めましょう(詳細は7-8ページ参照)。

医療費の助成や手帳の申請など該当する方については、入院中から申請しておくとお心ですよ。

- ご自宅の環境調整をしましょう。

ご自宅での生活に向けて、お子さんが使うベッドや医療機器・医療物品などの準備をしましょう。医療機器の電源が確保できるようにお部屋のコンセントの場所などを確認したりしながらレイアウトを考えていきましょう。医療機器の中には給付やレンタルできるものがありますよ。

- 移動手段をどうするか考えましょう。

医療機器が必要なお子さんは、かなりの荷物量になりますので、大きいサイズの車が便利です。お子さんの大きさや障がいによって一般のベビーカーで大丈夫か、専用バギーを作成するかも早めに検討するとよいでしょう。

#### 地域によってこんなサービスもあります!!

おでかけ送迎サービス  
(各自治体の社会福祉協議会)

車いす同乗福祉自動車貸出事業  
(ぷらっとCab(きゃぶ)貸出事業)



#### 地域の支援者との顔合わせ

病院は、ご家族の意向を確認しながら、訪問診療を行ってくれる医療機関や訪問看護ステーション、市役所などと連携を取りながら、ご自宅での生活を支えるための支援体制を整えてくれます。

そして、自宅での生活を支える支援者が決まりましたら、病院に支援者を集め、ご家族と一緒に具体的な支援内容を話し合っていきます。

緊急時の対応についても練習しておきましょう。

ご家族が一番心配なことは何ですか？

試験外泊に向けて準備をしましょう。

ではご自宅に同伴訪問します。



#### POINT

退院の話が出たとき、お子さんを自宅につれて帰って大丈夫なのかと誰しも最初は不安になります。ご自宅での生活は、病院では味わえない家族との日常を経験することができ、お子さんの発達も伸びていきますよ。

## 各種制度のご紹介

お子さんの状態のほか、所得制限のあるものや重複して利用できないものがありますので、詳細につきましては担当窓口にお問い合わせください。

### 医療費などの助成・給付

名称	対象・内容	0歳 ~	1歳 ~	小学校 ~	中学校 ~	高校 ~	18歳 ~	20歳 ~	
子ども医療費助成制度	外来は出生の日(転入の場合は転入日)から小学校入学前までの、健康保険が適用になる診療を受けたときの保険診療自己負担分を助成するもの	→							
ひとり親家庭医療費助成制度 ※所得制限あり	ひとり親家庭の親と子が保険診療を受けた医療費の自己負担金について、入院費用5,000円、入院外費用1,500円を超える額が支給されるもの	→							
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病(国が指定した疾病)として認定された場合、その保険診療の自己負担分の医療費を助成するもの	→		→					
指定難病特定医療費助成	指定難病に罹患している方が、指定医療機関で行われる医療を受ける場合、その医療費の一部を助成するもの	→							
重度心身障がい者医療費助成	重度の障がいがある方の入院や通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成するもの  【対象者】 ・身体障害者手帳1、2級 ・特別児童扶養手当1級 ・療育手帳A	→		→					
育成医療(自立支援医療) ※所得制限あり	18歳未満で身体に障がいがあり、治療を受けることで障がい軽減または除去され、機能が回復する場合、指定医療機関で診療を受けたときの保険診療の自己負担分の医療費の一部または全部を公費負担するもの	→							
未熟児養育医療給付	指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児等を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費を公費負担するもの	→							

## 手当

名称	対象・内容	0歳 ~	1歳 ~	小学校 ~	中学校 ~	高校 ~	18歳 ~	20歳 ~	
児童手当 ※所得によって支給額が異なる。	15歳到達後、最初の年度末までの児童を養育している方	→							
児童扶養手当 ※所得制限あり	18歳の年度末(3月31日)までの子(重い障がいがある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等	→							
特別児童扶養手当 ※所得制限あり	心身に障がいのある20歳未満の子を養育している方  【1級】 ・身体障害者手帳1・2級と3級の一部の児童 ・療育手帳Aの児童  【2級】 ・身体障害者手帳3・4級の一部の児童 ・療育手帳Bの児童 ・その他診断書により上記同程度以上の障がいがある	→							
障害児福祉手当 ※所得制限あり	心身に障がいのある20歳未満の児童  【対象】 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A ・身体または精神に上記と同程度の障がい、疾病等がある児童	→							

支給月額は令和5年4月時点

## 障害者手帳の種類

### 身体障害者手帳

身体に障がいのある方(1~6級)

肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸機能、小腸、免疫、肝臓機能

障害者手帳を取得しますと福祉のサービスが受けられるほか、税金の減免や公共交通機関の運賃割引などが受けられます。

### 療育手帳

知的に障がいのある方(A~B)

### 精神障害者 保健福祉手帳

精神に障がいのある方(1~3級)

## 4 支援者とその役割について

医療的ケアが必要なお子さんやご家族には、多くの支援者や支援機関が関わり、それぞれの役割を担っています。

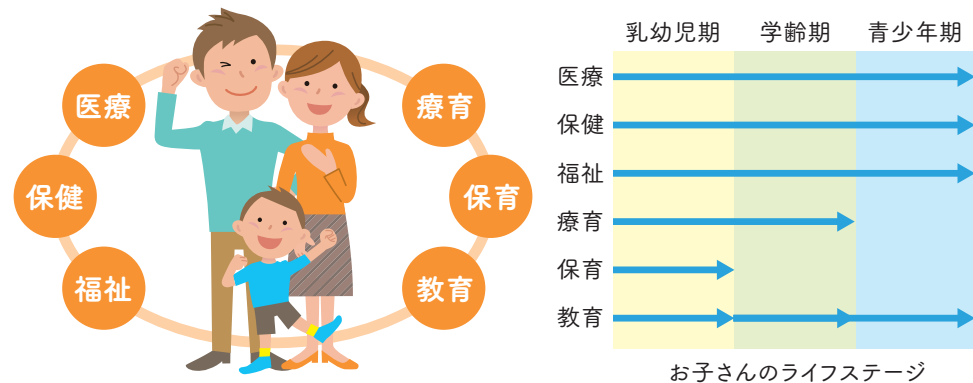
	支援者	役割	主な支援機関
医療	医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの診療、投薬、処置</li> <li>看護師等への医療的ケアやリハビリなどの指示</li> </ul>	病院・診療所
	看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへのケアの実施や体調管理</li> <li>家族へのケアの教育や医療に関する相談</li> </ul>	病院・診療所 訪問看護ステーション
	医療ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的・心理的・社会的な問題に関する相談</li> <li>在宅生活に向けた関係機関との連絡・調整</li> </ul>	病院
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの関節の変形を予防するための姿勢管理や、コミュニケーション手段の獲得、食べる・飲むなど摂食・嚥下などのリハビリテーションの実施</li> </ul>	病院・診療所 訪問看護ステーション
保健	保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児や子どもの発達などに関する相談</li> <li>子どものライフステージの節目(就園時や就学時など)に関する相談及び関係部署との保健や福祉に関する連絡・調整</li> </ul>	子育て世代包括支援センター 市町村母子保健担当課
療育・保育	保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達を促すための保育や療育の実施</li> </ul>	保育所 認定こども園 児童発達支援事業所 児童発達支援センター
福祉	相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>困りごとを整理し、活用可能なサービスや専門機関の紹介</li> <li>計画相談の立案や支援者の調整</li> </ul>	基幹相談支援センター 相談支援事業所 医療的ケア児等コーディネーター
	介護福祉士(ヘルパー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅での食事介助や入浴介助などの生活支援や介護支援</li> </ul>	居宅介護事業所
教育	教育相談員 教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学や学校生活に関する相談</li> <li>子どもの発達やニーズに応じた教育</li> </ul>	教育センター、幼稚園 小・中学校、高等学校 特別支援学校
行政	市町村職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスや制度、施設利用等についての説明や申請手続き</li> </ul>	障がい福祉課 ほか

### 参考

「医療」の支援者の中には、ほかにも、歯科医師や歯科衛生士、薬剤師、栄養士などがいます。

## 5 生活の中で受けられる支援

ここでは、医療的ケアが必要なお子さんご家族が安心して自宅で生活するために必要な支援を、「医療」、「保健」、「福祉」、「療育」、「教育」の5つに分けてご紹介します。



### 医療 退院してからも受けられる医療は？

自宅で生活を送るために必要な医療は、大学病院などかかりつけの病院の主治医や看護師、医療ソーシャルワーカーに相談して確実につないでもらいましょう。

### 訪問看護

看護師が自宅に訪問し、主治医の指示のもと、病状の観察や医療的ケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行うほか、育児全般の相談やご家族の健康相談など医療のみならず家族全体の生活に関する継続的な支援を行います。



訪問看護師は、お子さんの看護ケアだけではなく、ご家族の心や身体のケアも行いますので利用をお勧めします。

## 訪問 リハビリ

理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)などのリハビリ専門職が自宅に訪問し、主治医の指示のもと、姿勢についてのアドバイスや関節が固まらないための運動、日常生活動作のアドバイスや食事を食べる・飲み込めるようにするための訓練など、お子さんの発達を促すためのリハビリを行います。

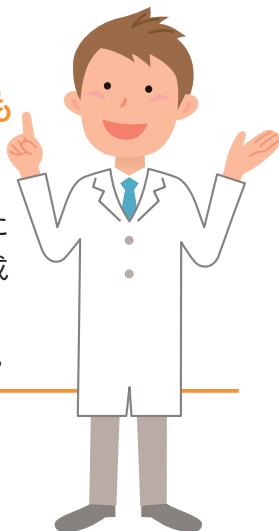
医師や看護師、リハビリ専門職以外に、  
歯科医師や歯科衛生士、薬剤師、栄養士なども  
訪問による支援を行ってくれますよ。

これらの生活の中で受けられる医療は、医療保険の対象になるため、お子さんの状態や所得などに応じた医療費助成制度(7~8ページ参照)を活用しましょう。  
※交通費など医療保険の対象にはならないものがあります。

## 在宅訪問可能な薬局の一覧



岩手県薬剤師会HP



## 支援のイメージ

私たち医師・看護師などの医療スタッフは支援チームの一員となり生活を支援します!



②自宅で  
受けられる  
医療支援

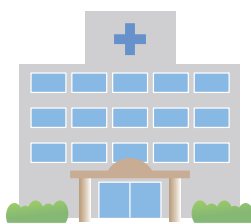
訪問看護

訪問リハビリ

訪問診療(一部地域)

①退院に向けた支援

③通院による医療支援



大学病院や  
地域中核病院など



## 保健 市町村の保健師について

お子さんの発育や健康に関する  
相談はまず地域の保健師へ。

詳細は33-38ページ参照



お住まいの市町村の保健師は乳児健診や予防接種、医療機関情報、発育発達や育児の悩みについてのご相談など、お子さんやご自宅の状況に合わせた情報提供や環境調整のお手伝いをしています。また、お子さんの退院後の生活にあたり、病院・訪問看護などの関係機関とともに、在宅ケアのチームの一員としてご相談をお受けしています。

## 医療的ケアを受けながら子育てする際の 様々な相談をお受けします

発育発達に  
不安がある

子どもや  
きょうだいの  
育児の不安

どこに相談  
していいか  
わからない

医療的ケア  
が家で出来  
るか不安

## 保健師の役割

### 退院時

入院中から、病院と地域の連携体制づくりをします。自宅の環境調整や自宅でのケア、サポート体制づくり等必要な調整をします。

### 在宅生活

家族のこころのケアも一緒に考えます。毎日の不安、今後についての不安や介護者の休息のとり方についてもご相談ください。

### 地域支援

仲間との出会いや、子育てサロン等利用など必要時には一緒に探して繋がるよう支援をします。

## 福祉 障がい福祉のサービスにはどんなものがあるの？

障がい福祉の各種サービスは、障害者手帳の有無、障がい種別や程度(級)など細かい基準があるほか、病気や障がいの程度、生活状況、収入など各種条件により、受けられるサービスと受けられないサービスがあります。

詳しくは、お住まいの市町村の障がい福祉課担当窓口までお問い合わせください。



### 障害者総合支援法による障害福祉サービス

主に重症心身障がいのあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんに対応できるサービスを紹介します。

	サービス名	内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助、通院介助などを行います。
日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
相談支援系サービス	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障がいのある方について、サービス等利用計画を作成します。また、サービス等利用計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。

「重症心身障害」とは、歩行不能～寝たきり状態の運動障害と、IQ35以下の知的障害をあわせもっていることです。

指定障害福祉サービス事業所・障害福祉施設一覧(岩手県ホームページ)



岩手県HP

## できるだけ早いうちに 福祉サービスを利用することをお勧めします!

障がいの有無に関わりなく、「子ども」は社会の中で育っていきます。家族以外の大人や子どもたちとのふれあいの中で家族とは別の世界をもつことができ、その中で様々な体験を積みかさねていくことが、お子さんが成長していくためには必要なのです。

「自分以外の人に頼むのは子どもに悪い気がする」などの思いから家族だけで頑張っている方もいるかもしれませんが、他者と関わることで確実にお子さんとご家族の世界は広がります。

自宅での生活を送る中で、家族に緊急な出来事が生じてしまい、ある日突然にお子さんが家族以外の人と関わらなくてはならない、慣れない場所で過ごすなくてはならなくなったとき、お子さんにとって身体的な緊張だけでなく精神的な緊張を生み、年齢が高くなればなるほど苦痛を感じやすくなると言われています。

我が子を他者に委ねるのは、最初はとても勇気がいることかもしれません。しかし、お子さんの成長のためにも、そして、ご家族の休息や息抜き、普段さみしい思いをしているきょうだいと楽しい時間をとるなど家族の心身の健康のためにも、お子さんが小さいできるだけ早い時期から福祉サービスを利用し、家族以外の人からの支援を受ける機会や自宅以外の場所で過ごす経験を持つとよいですよ。



### POINT

お子さんが受ける家族以外の人による支援は、時間をかけて段階的(自宅内支援→自宅外支援、日中預かり→宿泊など)に進めていくことをお勧めします。そうすることで、お子さんと支援者との良好な関係性を無理なく築きあげていくことができるでしょう。





## 障害者総合支援法によるもの

【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】身体障害者手帳の交付を受けている方

### 【内 容】補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする補装具の購入や修理、借受けに係る費用を支給します。なお、交付種目、金額、耐用年数などについては基準があります。

### 日常生活用具

在宅の重度身体障がい児(者)に、日常生活を支援するための用具を給付又は貸与します。

### 【種 目】補装具

- 義肢、● 装具、● 座位保持装置、● 視覚障害者安全つえ、● 義眼、● 眼鏡、
- 補聴器、● 車椅子、● 電動車椅子、● 座位保持椅子、● 起立保持具、
- 歩行器、● 頭部保持具、● 排便補助具、● 人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ)
- 歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置

### 日常生活用具

#### 【介護・訓練支援用具】

- 特殊寝台、● 特殊マット、● 特殊尿器、● 入浴担架、● 体位変換器、● 移動用リフト など

#### 【自立生活支援用具】

- 入浴補助用具、● 便器、● T字状・棒状のつえ、● 移動・移乗支援用具、● 頭部保護帽 など

#### 【在宅療養等支援用具】

- 透析液加温器、● ネブライザー、● 電気式たん吸引機、● 酸素ボンベ運搬車 など

#### 【情報・意思疎通支援用具】

- 携帯用会話補助装置、● 情報・通信支援用具、● 点字ディスプレイ、● 点字器 など

#### 【排泄管理支援用具】

- ストーマ装具、● 紙おむつ等、● 収尿器

#### 【居宅生活動作補助用具】

住宅改修費

## 【申 請】共通

- 申請書
- 身体障害者手帳
- 指定医による意見書
- 世帯の課税状況を  
確認できる書類
- 給付を受けたい用具の  
カタログ等
- 印鑑
- マイナンバーカード 等

## 日常生活用具

- <住宅改修工事を申請する場合のみ>  
工事図面(平面図)
- 工事の見積書
- 改修工事前の写真



## 自己負担

### 補装具

原則1割負担(所得に応じて負担上限あり)  
ただし、市町村民税課税額が46万円以上の世帯は対象外となります。

### 日常生活用具

原則1割負担  
各市町村で負担額を設定しています。詳しくは窓口でお問い合わせください。

※身体障がいの種別、等級によって交付種目が違います。

※種目により、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も対象となる場合があります。詳しくは担当にお問い合わせください。

障害児総合支援法によるもの以外に小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業として自治体から支給してもらえることがあります。

詳しくはお住いの市町村相談窓口にお問い合わせください。



小児慢性特定疾病情報センター

## 「補装具」あれこれ

補装具は、身体障がいのあるお子さんの身体機能を補完・代替する道具です。身体障害者手帳の内容や等級によって、対象となるものが決まっていますので、便利そうでも身体の状態や生活環境によっては使えないものもあります。

主治医やリハビリの先生に相談したり、市町村障がい福祉担当課(福祉事務所)に聞いてみてください。

### 主な補装具(例)

お子さんの体形に合わせて製作されます。



下肢装具  
(有限会社エムサポート製)



くつ  
(株式会社田村義肢製作所製)



側弯矯正装具  
(有限会社エムサポート製)



座位保持装置  
(株式会社きさく工房製)



バギー型車いす  
(株式会社きさく工房製)



起立保持具  
(パンフィックサブライ株式会社製)



歩行器  
(株式会社きさく工房製)



## 「日常生活用具」あれこれ

日常生活用具は、お子さんやその家族の日常生活を支える道具です。

各市町村が給付もしくは貸与してくれるものもあります。ただし、便利そうでもお子さんの状態や年齢によっては申請できないものもあります。

市町村障がい福祉担当課(福祉事務所)にご相談ください。

### 主な日常生活用具(例)

お風呂に入れるとき助かります。



特殊寝台=介護用ベッド  
(PARAMOUNT BED)



移動用リフト  
(株式会社モリト製)



入浴補助用具=シャワーチェア  
(株式会社きさく工房製)



パルスオキシメーター  
(日本精密測器株式会社製)



ネブライザー(吸入器)  
(新鋭工業株式会社製)



電気式たん吸引器  
(新鋭工業株式会社製)



住宅改修費=小規模改修



ヘッドガード  
(キヨタ株式会社製)

## 療育 療育ってどんなことをしてくれるの？

岩手県では、岩手県立療育センターにおいて療育支援が受けられるほか、指定の事業所において児童福祉法に基づく障がい児通所給付の各種療育サービスを受けることができます。

### 岩手県立療育センターにおける療育支援

サービス名	内容
通園療育・訪問療育 ※障がい児通所支援	医療型児童発達支援センター（つくしんぼ） 就学前の手足や体幹に障がいのあるお子さんに通所していただき、機能訓練（理学・作業・言語）や保育を通して、その健やかな成長を支援します。

自宅での療養が困難なお子さんのための入所施設もそなえています。  
短期入所や、日中一時支援などのサービスもあります。



お問い合わせ／岩手県立療育センター 019-601-3227

### 児童福祉法による障がい児通所支援

※障がい児通所給付の各種療育サービスを利用するためには、障がい児通所給付の決定が必要です。

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している（幼稚園及び大学を除く）障がいのあるお子さんに対して、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援（一部事業所）	お子さんの通っている保育園などを訪問してお子さんのより良い支援ができるようにアドバイスを行います。
居宅訪問児童発達支援（一部事業所）	比較的重度なお子さんのお宅に訪問するサービスです。

## 児童発達支援事業所の支援のイメージ

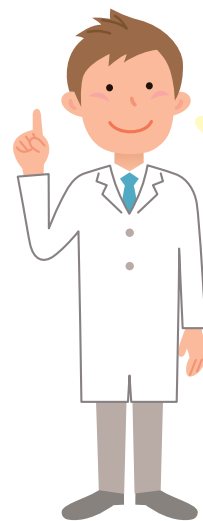
### 小集団による活動



### 専門職による療育



### 保護者支援



## POINT

お子さんに合った療育を受けることは、お子さんの成長発達に良い影響を与えるだけでなく、お子さんの生活の楽しみを増やすことができます。

指定障害児入所施設・  
障害児支援事業所一覧



岩手県HP

障害福祉サービス等  
情報検索



WAM NET

## 障がい児を対象としたサービス利用までの流れ

対象となるサービス：児童発達支援・放課後等デイサービスなど

### 受付・申請

- お住まいの市町村障がい福祉担当課や最寄りの相談支援事業所に相談します。
- サービスの利用を希望する場合は、お住まいの市町村障がい福祉担当課に申請します。

### 「障害児支援利用計画(案)」の提出依頼

- ↓ 「障害児支援利用計画(案)」の作成を依頼する「指定障害児相談支援事業者」をお住まいの市町村へ届け出た上で、作成依頼の契約をします。

### お子さんの心身の状況等や希望するサービスなどの聴き取り

- ↓ 指定障害児相談支援事業者がご自宅などに訪問し、お子さんの心身の状況のほか、介護者や居住環境の状況、生活上の悩み、希望するサービスなどの内容を聴き取ります。

### 希望するサービス提供事業所の見学・選定



### 「障害児支援利用計画(案)」の提出

- ↓ 指定障害児相談支援事業者が、聴き取った内容と認定された“障害支援区分”を踏まえて、「障害児支援利用計画(案)」を作成し、市町村へ提出します。

### 支給決定 支給決定通知書・受給者証の交付



### 「障害児支援利用計画」の作成

- ↓ 指定障害児相談支援事業者が、支給決定の内容から事業者の調整などを行い、利用計画を作成し、市町村へ提出します。

### 利用契約

- ↓ 利用予定の事業所や施設に受給者証を提示し利用を申し込み、契約を結んでください。

### サービス利用開始

契約に基づいてサービスを利用します。サービスの利用後は「利用者負担額」等を事業所や施設にお支払いください。

## 教育 どこに相談に行ったらいいの？

就学に向けての相談や、学校生活における「教育」や「発達」に関する相談を、居住する市町村の教育委員会で受けることができます。

また、特別支援学校では、地域の特別支援教育センター校として、随時、教育相談、学校見学を受け付けています。

「特別支援学校に通いたい」、「地域の小・中学校に通いたい」など、お子さんや保護者の方の思いを尊重し、お子さんが一番力を発揮し、力を高めていくことができる就学先はどこなのか、どのような支援が望ましいのかを保護者の方と一緒に考えていきます。



## 支援のイメージ

岩手県の小・中学校では、医療的ケアの必要なお子さんの状態に応じて、主治医と連携しながら、看護師が医療的ケアを実施するなどの取組が広がっています。各市町村の小学校における支援の一例を紹介します(お子さんの状態や学校の状況に応じて支援の方法は異なります)。

## 小・中学校と保護者との連携

- お子さんの健康状態や医療的ケア実施状況などについて情報を共有する。
- 新たな医療的ケアを行う際には保護者と一緒に医療的ケアの対応方法の検討をする。
- お子さんが他の児童たちとどう過ごしているか、また他の児童の様子について伝える。

小学校等における  
医療的ケア実施支援資料  
～医療的ケア児を安心・安全に  
受け入れるために～



文部科学省HP

学校における  
医療的ケアの  
実施体制に関する  
取組事例集



文部科学省HP

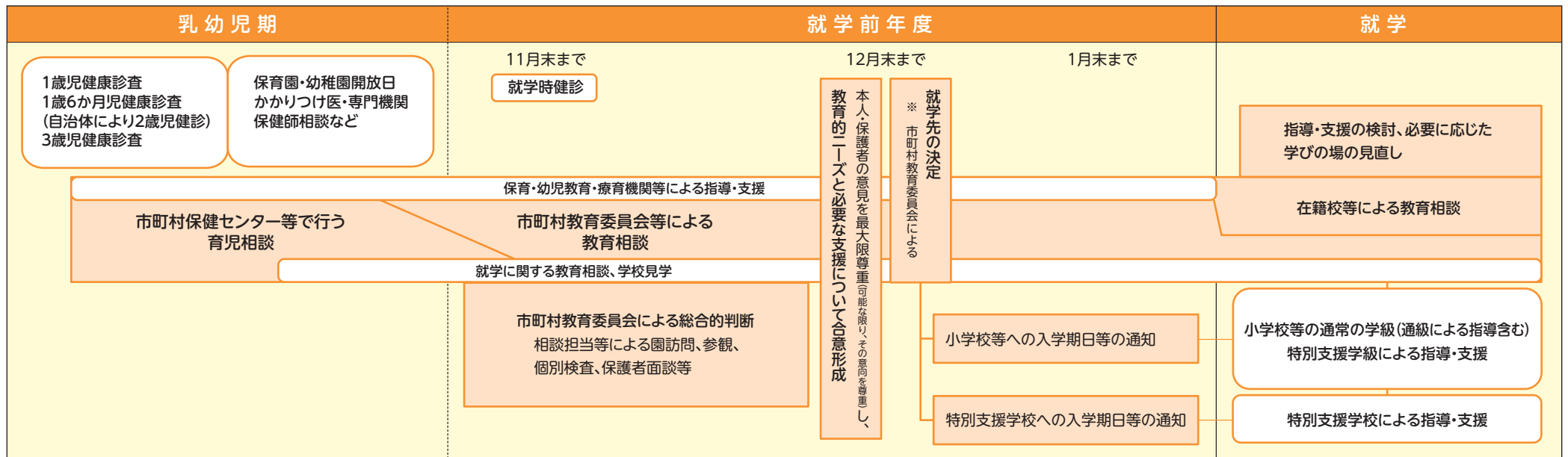
岩手県立学校における  
医療的ケア実施指針



岩手県HP

以下の図を参考に、早めに各支援機関に相談していくことが大切です。

### 【就学先決定までの流れ】



### 周囲の児童や保護者への理解促進 重要!

医療的ケアのお子さんの困難さや配慮してほしいことなどを、入学の前後に、周囲の児童や保護者に説明を行う。(説明の実施や内容については、お子さんや保護者の方と事前に相談をします)



特別支援学校では、お子さんの特性に合わせた、より専門的できめ細かな指導が受けられます。医療的ケアが必要なお子さんも、学校に通い、たくさんのお友達や教員とのふれあいの中で成長することができます。また、特別支援学校では、就学前のお子さんの養育などに関する相談が受けられます。是非ともご利用ください。



自分の体を感じたり、体の使い方や動かし方などを学ぶことができます!



自分の体の動きを通じ、教員とのやりとりを介してコミュニケーションの力を育むことができます!

### 一口メモ

障がいや病気によって毎日学校に通学することが難しいお子さんは、教員が家庭に訪問して授業を行う「訪問教育」を受けることができます。スクーリングといって学校行事への参加など通学の機会もありますよ。

## 6 ご家族からのメッセージ

ご自宅で医療的ケアが必要なお子さんと生活されているご家族の方々から、これまでのさまざまな体験談やメッセージをご紹介します。

### 1日のスケジュール

ご自宅での医療的ケア内容  
(お子さんの年齢:5歳)

- 在宅酸素  
(就寝時と風邪を引いたとき)
- 経管栄養
- 吸引(風邪を引いたとき)

### 通園日

7:30	注入(朝)
8:00	起床
9:30	通園
11:30	注入(昼)
15:45	降園
16:30	買い物をして帰宅
19:00	注入(夕)
22:00	酸素0.5ℓ使用して就寝

### ご自宅での生活のなかで、工夫していることや気を付けていること

なるべく地域の人達に子どものことを知ってもらうこと。地域の中で理解を得て過ごすということは大切なことだと考えています。周囲に知ってもらうことは難しさや大変さもありますが、知ってもらうことの良さをまずは大切にしたいと今でも思っています。(お子さんの年齢:当時0~3歳)

### これまでにいちばん支援が必要だと感じた時期

息子は早産のため生まれてすぐNICUに入りました。保育器の中で人工呼吸器やたくさんの管とコードに繋がれている息子を見て「自分はこの子をきちんと育てていけるのだろうか」とずいぶん悩みましたが、退院が見えてきた頃、NICUの看護師さんがマザーリング(母子同室で長時間過ごすこと)の時間をたくさん取ってくださったことで、不安が和らぎました。息子と一緒に数時間~数日みっちり過ごし、看護師さんのアドバイスを頂きながら育児や医療ケアを自分の手で行うことができたので、退院後の育児にも自信ができました。

(お子さんの年齢:2歳)

退院直後はとても不安で、病院でモニター(酸素・脈)の見方などを練習したものの、実際に自宅で過ごしてみると、ちょっとした変動でも苦しくないかなどとよく心配になりました。訪問看護にきてもらう制度を利用し、心配ごとなどを相談するようになって気持ちがとても楽になりました。(お子さんの年齢:0歳)

### これからご自宅での生活を始める方へメッセージ

家族や事業所の方々、近所の方々、とにかく応援団になってくれる方々を増やしてください。お母さん自身の健康を損なうことが無いように、特に睡眠がしっかりとれるように、食事の時間が不規則にならないように気を付けて欲しいです。ストレス発散したい時、体調が悪く通院したいという時の為に、預けられるところ、お願いできる人をより多く見つけておいてください。

相談支援専門員さんの働きがとても重要なので、口コミでしっかり動いてくださる方をお願いしましょう。たくさん相談して、動いてもらって下さい。(お子さんの年齢:30歳)

なかなか外出も好きにできず、家にこもりがちになり、子育てが辛いと感じることも多々ありました。そんなときに支えになってくれるのは、家族はもちろん、同じような子育てを頑張ってくれているママ友の存在です。子どもが赤ちゃんのときに会ったママたち、通園先の保育士や看護師さんなど、気付けばコミュニティが広がっていて、すごく自分の支えになっていることに気付きました。わたし自身は人見知りで、友達づくりは苦手だったのに(笑)

人とのつながりは、医療的ケア児・障がい児を育てているママにとってとても大事です。(お子さんの年齢:5歳)

たまには自分のための時間を持って息抜きしてもいいと思います。それは子どもにも病気があってもなくても同じだと思います。大切な我が子を人の手に委ねることは勇気が要ることですが、親も子も離れて過ごす時間を持つことも育ちの中では大切なことだと思います。たくさんの人に助けてもらって、誰かと一緒に考えて、誰かと一緒に悩み、喜び、子育てをしていきましょう。今このパンフレットを読んでいるあなたの気持ちが、少しでも軽くなりますように。

(お子さんの年齢:当時0~3歳)

## 7 よくある質問(Q&A)

ここでは、日頃、支援している中で、ご家族からいただくことが多い質問についてお答えします。

### Q 自宅での生活を送る中で困ったときの相談は、誰にすればいいですか？

A お子さん・ご家族の体調面に関する相談や医療的ケアの手技など在宅療養に関する細かい相談は、かかりつけの病院スタッフや訪問看護師などが対応してくれます。またお子さんやきょうだいの発育・発達などの育児全般や今後の生活の不安などの相談は、地域の保健師が対応してくれます。障がい福祉サービス等の利用に関する相談は、相談支援専門員や病院の医療相談室のスタッフが対応してくれます。

ただし、上述した内容に限らず、いずれの支援者も、ネットワークを持っていますので、在宅生活で困ったことが生じたときには、まずは、すぐ近くにいる支援者にSOSを発信してください。ご家族と一緒に考え、必要な支援につなげてくれますよ。

### Q 自分が体調を崩したときや妊娠・出産時に、通院や入院をしなくてはならなくなったときどうすればいいですか？

A お子さんの医療的ケアを中心に行っているご家族の方が体調を崩してしまった場合、誰かにケアを替わってもらわなくてはなりません。日中の短時間の通院であれば、自宅における訪問看護を利用することができます。それ以上の時間を要する場合は、日中一時支援を行う事業所でお子さんを預かってもらうことが可能です。入院することになった場合、短期入所(ショートステイ)の利用が可能です。日中一時支援・短期入所の利用におきましては、医療的ケアを必要とするお子さんが利用できる事業所に限りがあります。また、事前に契約を済ませておく必要がありますし、お子さんが事業所の生活に慣れている必要があります。いざという時に困らないためにも早めに利用に向けて準備しておくことをお勧めします。



### Q きょうだいの保育園や習い事等の送り迎えができないときはどうしたらいいですか？

A きょうだいの保育園等の送迎は毎日のことなので、親族や友人に協力してもらうこともよいですが、訪問看護の時間をうまく活用しお子さんが支援を受けている間に、お母さん自身がきょうだいの送り迎えをすることもできます。また、ファミリーサポートセンター(有料)のサービスを活用して送迎をお願いすることもできます。利用にあたっては事前に会員登録が必要です。各市町村の児童福祉担当課またはファミリーサポートセンターへお問い合わせください。

### Q 障がいのあるお子さんの子育てをしている他の家族と知り合う方法はありますか？

A 岩手県には「岩手県重症心身障害児(者)を守る会」「ぼけっこの会(一関)」などがあります。全国では、人工呼吸器をつけたお子さんの親の会として、「バクバクの会」などがあります。

同じ状況のお子さんをもつご家族から、直接経験談などを聞いてみたい場合は、お子さんが入院中であれば、担当の看護師や医療ソーシャルワーカーに、また担当の保健師・相談支援専門員に紹介してもらえるか相談してみましょう。

● 岩手県の障がい者関係団体一覧



## Q 特別支援学校と特別支援学級はそれぞれどんなところですか？

A 特別支援学校は、様々な障がいにより学習や日常生活における困難性が高いお子さんに対して、小・中学校に比べて、お子さんの特性に合わせた、より専門的できめ細かな指導を行っています。

特別支援学級は、お子さんの教育的ニーズに応じた指導を行う小・中学校に設置された学級の一つです。県内には、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの特別支援学級があります。

教育相談においては、お子さんの発達・成長を促す適切な就学先を保護者の方の意向を尊重して一緒に考えていきます。

まずは、居住する市町村教育委員会、または地域の特別支援学校にご相談ください。



## Q 自宅で子どもをお風呂に入れるのに、ベビーバスを活用していますが、成長にともない、ベビーバスでは体が収まりきれなくなってきました。何かいい方法がありますか？

A お風呂に入ると、体の衛生面を保てるほかに、痰を出しやすくなり、リラックスできるなど様々な効果が得られます。したがって、お子さんの成長(体格や体重)に応じて、また、介護する人の体調や家屋環境に応じて、毎日の生活の中で安全に楽しく続けられる入浴方法を取り入れていけるとよいでしょう。お子さんが小さいうちは、ベビーバスや園芸用のたらい、ビニールプールなどをお子さんの成長に応じて上手に活用している方もいますが、入浴後、お湯を捨てたりするのが意外と大変な作業となります。また、抱きかかえての入浴介助は、介助者の腰や肩、膝関節に大きな負担がかかります。決して無理はせず、居宅介護(ヘルパーによる支援)または訪問入浴の活用、福祉用具(浴用椅子など)や福祉機器(リフトなど)の導入など福祉サービスの利用をお勧めします。お子さんや介護者にとって最も安全に継続できる入浴方法を獲得するために、ご家族だけで悩まずに、まずは、担当の訪問看護師さんやリハビリ専門職等に相談してみてください。

## 8 関連サイトのご案内

### ● 岩手県重症心身障害児(者)を守る会

身体的にも、知的にも重い障がいを併せ持つ重症心身障がいの親の会です。日頃の悩み、地域においての不安等について保護者支援に取り組まれています。



### ● ぼけっとの会

25年以上前から一関地方で活動している「ぼけっとの会～重い障がいの子供たち・人たちの地域生活を豊かにする会～」の様子が多くの写真・動画で紹介されています。



### ● 岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター

病気のこと、学校のこと、将来のことなど様々な問題について、小児慢性特定疾病を抱えるお子様とご家族の相談と支援を行っています。



### ● 全国医療的ケアライン(アイライン)

全国各地の医療的ケアが必要な当事者や家族、支援者を一つにつなぐネットワークとして誕生しました。47都道府県の家族会一覧が参照できます。



### ● 全国医療的ケア児支援協議会

医療的ケアを必要とする人と家族が笑って暮らせる理想的な社会の未来図を示すため、政策提言やコミュニティづくりなどの事業を展開しています。



### ● 動画コンテンツ NPO法人親子の未来を支える会HP

医療的ケア児等の生活に関する法律、導尿、吸引、胃ろうなど、わかりやすく紹介されています(熊本大学小児在宅医療支援センター小篠史郎先生監修)。



### ● 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策 厚生労働省HP

医療的ケア児等とその家族に対する支援に関連する各種制度が網羅的に紹介されています。



### ● ハザードマップポータルサイト 国土交通省HP

身の回りの災害リスク情報が閲覧できるWeb地図サイト「重ねるハザードマップ」と市町村が作成した「わがまちハザードマップ(リンク集)」が公開されています。





## 9 災害時の対応

大規模災害時などを想定して日頃から備えをしておくことが重要です。

### ① 医療機器などの転倒防止

- 人工呼吸器や載せている台をしっかりと固定する。

### ② 電源確保

#### 人工呼吸器・酸素濃縮器・吸引器

- 生命維持のため常時電気が必要な医療機器を使用していることを電力会社に伝える。
- 内部バッテリーの持続時間を把握する。
- 外部バッテリーを準備して日頃からバッテリー容量を確認する。
- バッグバルブマスクは呼吸器やベッドの近くに置いておく。
- 自家用車のシガーライターから電源確保ができるようにしておく。
- 吸引器は3電源方式(AC電源・バッテリー・シガーライター)が望ましい。
- 可能なら発電機の準備。(医療機器には発電機につなぐことができないものもあります。)

災害時の備え  
～医療機器の電源確保の理解～



難病ケア看護  
データベース

### ③ 水、薬や医療ケア用品の確保

- 飲用水(経管栄養用など)や吸引用の水・内服薬・ケア用品などは最低3日分は備蓄しておく。

※必要物品については、置いておく場所を決めておき、訪問看護師さんやヘルパーさん等と共に、毎回、物品の確認を行きましょう。

### 災害や緊急時に備えたいこと

地震・火事などの災害や緊急時にあわてないように、日ごろから必要な物品をまとめて持ち出せるようにしたり、緊急時の連絡先をまとめておくことも必要です。

また、お住まいの市町村によっては、「災害時個別支援計画」を作成してくれますので、具体的な避難場所や避難支援者など避難時の援助方法や避難生活に必要な配慮などを情報共有しておくことも大事です。

## 災害や緊急時に備えるチェックポイント

- お子さんのケア用品や食料、キャンプ用のコンパクトなガスバーナーなどを用意し、スーツケースに入れ、すぐに持ち出せるようにしておく。
- お子さんのケア用品や医療物品などは、常に1か月分以上をストックしておく。
- 自宅が被災することを想定し、実家などにもケア用品や医療物品を保管しておく。
- 医療機器の予備バッテリーはフル充電しておく。
- 電気のいらない手動吸引器を準備しておく。
- 車のガソリンは、常に半分以上入れておく(遠方への移動や電気代わり)。
- 日ごろから、ご近所の方、特に町内会長さんを自ら訪ね、一度顔合わせし、お子さんの状況を知ってもらうなど、いざというときに支援者になってくれる方を増やしておく。
- お住いの市町村から「災害時個別支援計画」を作成してもらい、避難時の援助方法や避難生活に必要な配慮などを情報共有しておく。
- お子さんへの対応情報を記載したメモを、お子さんが常に持ち歩くバッグなどに入れておく。  
(記載事項の例:お子さんとパパママの名前、緊急連絡先、お子さんの病名と状態、かかりつけ病院の名前とカルテ番号、投薬内容〔薬剤名・量〕、介護内容、医療機器の電気がどれぐらいもつか など。)

### ケア用品(例)

- お薬手帳の写し
- 紙おむつ
- お気に入りの食べ物
- 医療用ミルク
- 離乳食・ソフト食・アレルギー対応食
- お気に入りのおもちゃなど  
(絵本、漫画、ぬいぐるみ、お絵かきセット等)
- プチプチシート(遊べる、クッション代用)
- 大きな布(包む、仕切り、おんぶに使う)
- ヘッドフォン(耳栓)
- アイマスク



「お薬手帳の写し」  
「お気に入りの食べ物」  
「おもちゃ」



在宅ケア児者サポートブック ▶▶▶▶▶



在宅ケア児者本人のさまざまな情報を周囲の人に伝えるためのサポートブックです。

# 10 市町村の相談窓口

## 対応分野について

対応分野については概ね次のとおりですが、相談内容によっては担当課が異なる場合があります。詳しくは、ご相談の際にお住まいの市町村にお問い合わせください。

- 「障がい福祉」：障がい福祉の制度に関する相談
- 「児童福祉」：保育園等への入園、育児及び子どもの福祉の制度に関する相談
- 「母子保健」：子どもの健診、保健師及び専門の職員による子どもの発達に関する相談
- 「子育て世代包括支援センター」：妊娠・出産・子育てに関する包括的な相談
- 「学校教育」：幼稚園等への入園や子どもの就学に関する相談

圏域	市町村	障がい福祉 (障がい児支援に関する相談)	児童福祉 (保育所の利用、育児及び児童福祉に関する相談)	母子保健 (乳幼児健診、保健師等による発達相談、保健指導)	子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・子育てに関する各種相談、助言・指導等)	学校教育 (幼稚園等への入園、就学に関する相談)
盛岡	盛岡市	障がい福祉課	①子育てあんしん課 (保育所の利用) ②子ども家庭総合支援センター (育児及び児童福祉に関する相談)	母子健康課	子育て世代包括支援センター	学校教育課
		盛岡市内丸12-2 (本庁舎5階)	盛岡市神明町3-29 (盛岡市保健所1階)	盛岡市神明町3-29 (盛岡市保健所2階)	盛岡市神明町3-29 (盛岡市保健所1階)	盛岡市津志田14-37-2 (都南分庁舎3階)
		019-626-7508	①019-626-7511 (子育てあんしん課) ②019-601-2414 (子ども家庭支援センター)	019-603-8304	019-613-2696	019-639-9045
	八幡平市	地域福祉課障がい福祉係	地域福祉課児童福祉係	健康福祉課健康推進係	八幡平市子育て世代包括支援センター	教育委員会教育指導課
		八幡平市野駄21-170 (本庁舎)	八幡平市野駄21-170 (本庁舎)	八幡平市野駄21-170 (本庁舎)	八幡平市野駄21-170 (本庁舎)	八幡平市野駄21-170 (本庁舎)
		0195-74-2111 (代表)	0195-74-2111 (代表)	0195-74-2111 (代表)	0195-74-2111 (代表)	0195-74-2111 (代表)
	滝沢市	地域福祉課	児童福祉課	健康推進課	子育て世代包括支援センター	学校教育指導課
		滝沢市中鶴飼55番地 (本庁舎)	滝沢市中鶴飼55番地 (本庁舎)	滝沢市中鶴飼55番地 (本庁舎)	滝沢市中鶴飼55番地 (本庁舎)	滝沢市中鶴飼55番地 (本庁舎)
		019-656-6517	019-656-6520	019-656-6526	019-687-6511 (滝沢市子育てダイヤル)	019-656-6585
	雫石町	総合福祉課	子ども子育て支援室	健康子育て課	健康子育て課	①子ども子育て支援室 (幼稚園等への入園) ②教育委員会学校教育課 (就学に関する相談)
		岩手郡雫石町千刈田5-1 (本庁舎)	岩手郡雫石町万田渡74-1 (健康センター内)	岩手郡雫石町万田渡74-1 (健康センター内)	岩手郡雫石町万田渡74-1 (健康センター内)	①岩手郡雫石町万田渡74-1 (健康センター内) ②岩手郡雫石町千刈田5-1 (本庁舎)
		019-692-6473	019-601-5428	019-692-2227	019-692-2227	①019-601-5428 ②019-692-6485
	岩手町	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	教育委員会 学校教育課
		岩手町大字五日市第10地割44番地 (役場本庁舎)	岩手町大字五日市第10地割44番地 (役場本庁舎)	岩手町大字五日市第10地割44番地 (役場本庁舎)	岩手町大字五日市第10地割44番地 (役場本庁舎)	岩手町大字五日市第10地割44番地 (役場本庁舎)
		0195-62-2111 (内線512、514)	0195-62-2111 (内線566)	0195-62-2111 (内線565)	0195-62-2111 (内線566)	0195-62-2111 (内線353、355)
	葛巻町	健康福祉課	①健康福祉課 ②こども教育課 (保育所の利用に関すること)	健康福祉課	健康福祉課	こども教育課
		葛巻町葛巻16-1-1 (保健センター)	①葛巻町葛巻16-1-1 (保健センター) ②葛巻町葛巻16-1-1 (総合センター)	葛巻町葛巻16-1-1 (保健センター)	葛巻町葛巻16-1-1 (保健センター)	葛巻町葛巻16-1-1 (総合センター)
		0195-66-2111 (代表)	0195-66-2111 (代表)	0195-66-2111 (代表)	0195-66-2111 (代表)	0195-66-2111 (代表)
	矢巾町	福祉課	教育委員会事務局 子ども課	健康長寿課	健康長寿課	教育委員会事務局 学校教育課
		矢巾町大字南矢幅13-123 矢巾町役場	矢巾町大字南矢幅14-78 矢巾町保健福祉交流センター (さわやかハウス)	矢巾町大字南矢幅14-78 矢巾町保健福祉交流センター (さわやかハウス)	矢巾町大字南矢幅14-78 矢巾町保健福祉交流センター (さわやかハウス)	矢巾町大字南矢幅13-123 矢巾町公民館内
		019-611-2573	019-611-2772	019-611-2822	019-611-2822	019-611-2643
紫波町	健康福祉課	教育委員会こども課	健康福祉課	健康福祉課	教育委員会学校教育課	
	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1	
	019-672-2111 (代表)	019-672-2111 (代表)	019-672-2111 (代表)	019-672-2111 (代表)	019-672-2111 (代表)	

※掲載内容は、令和3年度の内容です。今後、組織改編等により担当課が変更になる場合があります。

# 市町村の相談窓口

圏域	市町村	障がい福祉 (障がい児支援に関する相談)	児童福祉 (保育所の利用、育児及び児童福祉に関する相談)	母子保健 (乳幼児健診、保健師等による発達相談、保健指導)	子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・子育てに関する各種相談、助言・指導等)	学校教育 (幼稚園等への入園、就学に関する相談)
岩手中部	花巻市	障がい福祉課	教育委員会こども課	健康づくり課	健康づくり課	教育委員会こども課
		花巻市花巻町9-30 (本庁舎)	花巻市石鳥谷八幡4-161 (石鳥谷総合支所)	花巻市南万丁目970-5 (花巻保健センター)	花巻市南万丁目970-5 (花巻保健センター)	花巻市石鳥谷八幡4-161 (石鳥谷総合支所)
		0198-24-2111 (市役所代表)	0198-45-1311 (教育委員会代表)	0198-23-3121	0198-23-3121	0198-45-1311 (教育委員会代表)
	北上市	障がい福祉課	子育て支援課	健康づくり課	子育て世代包括支援センター	学校教育課
		北上市芳町1-1 (本庁舎)	北上市芳町1-1 (本庁舎)	北上市新穀町1丁目4番1号	北上市新穀町1丁目4番1号	北上市芳町1-1 (本庁舎)
		0197-72-8214	0197-72-8261	0197-72-8297	0197-72-8298	0197-72-8259
	遠野市	子育て応援部こども政策課	子育て応援部こども政策課	子育て応援部母子安心課	子育て応援部母子安心課	①子育て応援部こども政策課 (幼稚園等への入園) ②教育委員会学校教育課 (就学に関する相談)
		遠野市東館町8番12号 (東館庁舎)	遠野市東館町8番12号 (東館庁舎)	遠野市松崎町白岩字葉研淵4-1 (健康福祉の里)	遠野市松崎町白岩字葉研淵4-1 (健康福祉の里)	遠野市東館町8番12号 (東館庁舎)
		0198-62-0189	0198-62-0189	0198-68-3186	0198-68-3186	①0198-62-0189 ②0198-62-4412
	西和賀町	健康福祉課	①健康福祉課 ②教育委員会学務課	保健福祉課	保健福祉課	教育委員会学務課
和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81番地1 (沢内庁舎)		和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81番地1 (沢内庁舎)	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81番地1 (沢内庁舎)	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81番地1 (沢内庁舎)	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81番地1 (沢内庁舎)	
0197-85-3412		①0197-85-3412 (児童福祉) ②0197-85-2337 (保育所)	0197-85-3411	0197-85-3411	0197-85-2337	
胆江	奥州市	福祉課	保育こども園課	健康増進課 母子保健係	①プチベベ (子育て世代包括支援センター) ②こども家庭課 (子ども発達支援センター)	①保育こども園課 (幼稚園への入園) ②学校教育課 (就学に関する相談)
		奥州市水沢大手町一丁目1番地	奥州市水沢大手町一丁目1番地	奥州市水沢大手町一丁目1番地	①奥州市水沢大手町一丁目1番地 ②奥州市水沢字田小路67番地	①奥州市水沢大手町一丁目1番地 ②奥州市江刺大通り1番8号
		0197-34-2172	0197-34-1634	0197-34-2904	①0197-34-2904 ②0197-23-4618	①0197-34-1634 ②0197-24-2111
	金ヶ崎町	保健福祉センター	①教育委員会 (保育所の利用) ②子育て支援課 (児童福祉)	子育て支援課	子育て支援課	教育委員会
		胆沢郡金ヶ崎町西根樋水98番地	①胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1 ②胆沢郡金ヶ崎町西根樋水53番地	胆沢郡金ヶ崎町西根樋水53番地	胆沢郡金ヶ崎町西根樋水53番地	胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1
0197-44-4560	①0197-42-2111 (本庁舎) ②0197-44-4611	0197-44-4611	0197-44-4611	0197-44-4611	0197-42-2111 (本庁舎)	
両磐	一関市	福祉課	子育て支援課	子育て支援課	①子育て支援課 ②子育て支援センター	学校教育課
		一関市竹山町7-2	一関市山目字前田13-1	一関市山目字前田13-1	一関市山目字前田13-1	一関市竹山町7-2
		0191-21-8355	0191-21-2165	0191-21-2165	①0191-21-2165 ②0191-21-4170	0191-21-8832
	平泉町	保健センター	町民福祉課	保健センター	保健センター	教育委員会
西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2 (保健センター)		西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2 (平泉町役場1F)	西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2 (保健センター)	西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2 (保健センター)	西磐井郡平泉町平泉字志羅山45-2 (平泉町役場3F)	
0191-46-5571	0191-46-5562	0191-46-5571	0191-46-5571	0191-46-5576		
気仙	大船渡市	生活福祉部 子ども課	生活福祉部 子ども課	生活福祉部 健康増進課	生活福祉部 子育て世代包括支援センター	教育委員会 学校教育課
		大船渡市盛町字宇津野沢15 (大船渡市役所本庁舎)	大船渡市盛町字宇津野沢15 (大船渡市役所本庁舎)	大船渡市盛町字下館下14-1 (大船渡市総合福祉センター)	大船渡市盛町字下館下14-1 (大船渡市総合福祉センター)	大船渡市盛町字宇津野沢15 (大船渡市役所本庁舎)
	0192-27-3111	0192-27-3111	0192-27-1581	0192-27-1581	0192-27-3111	
	陸前高田市	子ども未来課	子ども未来課	保健福祉課	保健福祉課	学校教育課
		陸前高田市高田町字鳴石42番地5	陸前高田市高田町字鳴石42番地5	陸前高田市高田町字鳴石42番地5	陸前高田市高田町字鳴石42番地5	陸前高田市高田町字鳴石42番地5
	0192-54-2111	0192-54-2111	0192-54-2111	0192-54-2111	0192-54-2111	
	住田町	保健福祉課	①教育委員会 (保育園入所関係) ②保健福祉課 (育児・児童福祉に関する相談)	保健福祉課	保健福祉課	教育委員会
気仙郡住田町世田米字川向88番地1		気仙郡住田町世田米字川向88番地1	気仙郡住田町世田米字川向88番地1	気仙郡住田町世田米字川向88番地1	気仙郡住田町世田米字川向88番地1	
0192-46-3862		①0192-46-3863 (教育委員会) ②0192-46-3862 (保健福祉課)	0192-46-3862	0192-46-3862	0192-46-3863	

※掲載内容は、令和3年度の内容です。今後、組織改編等により担当課が変更になる場合があります。

# 市町村の相談窓口

圏域	市町村	障がい福祉 (障がい児支援に関する相談)	児童福祉 (保育所の利用、育児及び児童福祉に関する相談)	母子保健 (乳幼児健診、保健師等による発達相談、保健指導)	子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・子育てに関する各種相談、助言・指導等)	学校教育 (幼稚園等への入園、就学に関する相談)	
釜石	釜石市	①地域福祉課 ②子ども課 釜石市大渡町3-15-26 (保健福祉センター2F)	子ども課 釜石市大渡町3-15-26 (保健福祉センター2F)	健康推進課 釜石市大渡町3-15-26 (保健福祉センター2F)	釜石市子育て世代包括支援センター 釜石市大渡町3-15-26 (保健福祉センター2F)	学校教育課 釜石市鈴子町15-2 (教育センター)	
		①0193-22-0177 ②0193-22-5121	0193-22-5121	0193-22-0179	0193-22-5121 (子育て期) 0193-22-0179 (妊娠期・産後)	0193-22-8833	
	大槌町	保健福祉課 上閉伊郡大槌町上町1番3号 0193-42-8715	保健福祉課 上閉伊郡大槌町上町1番3号 0193-42-8715	保健福祉課 上閉伊郡大槌町上町1番3号 0193-42-8715	保健福祉課 上閉伊郡大槌町上町1番3号 0193-42-8715	保健福祉課 上閉伊郡大槌町上町1番3号 0193-42-8715	学務課 上閉伊郡大槌町小釜第32地割126 0193-42-6100
		福祉課 宮古市宮町一丁目1番30号 (本庁舎) 0193-68-9135	こども課 宮古市宮町一丁目1番30号 (本庁舎) 0193-68-9088	健康課 宮古市宮町一丁目1番30号 (保健センター) 0193-64-0111	子育て世代包括支援センター 宮古市宮町一丁目1番30号 (保健センター) 0193-64-0111	教育委員会学校教育課 宮古市宮町一丁目1番30号 (本庁舎) 0193-68-9118	
宮古	山田町	長寿福祉課 下閉伊郡山田町八幡町3番20号 (本庁舎) 0193-82-3111	健康子ども課 下閉伊郡山田町八幡町3番20号 (保健センター内) 0193-82-3111	健康子ども課 下閉伊郡山田町八幡町3番20号 (保健センター内) 0193-82-3111	健康子ども課 下閉伊郡山田町八幡町3番20号 (保健センター内) 0193-82-3111	①学校教育課 (小中学校) ②健康子ども課 (幼稚園) ①下閉伊郡山田町八幡町3番20号 (中央公民館内) ②下閉伊郡山田町八幡町3番20号 (保健センター内) 0193-82-3111	
		保健福祉課 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5 (本庁舎) 0194-22-2111 (代表)	保健福祉課 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5 (本庁舎) 0194-22-2111 (代表)	保健福祉課 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5 (本庁舎) 0194-22-2111 (代表)	保健福祉課 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5 (本庁舎) 0194-22-2111 (代表)	教育委員会教育指導室 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋21番地1 (町民会館内) 0194-22-2111 (代表)	
	田野畑村	生活環境課 下閉伊郡田野畑村田野畑143-1 (本庁舎) 0194-34-2114	生活環境課 下閉伊郡田野畑村田野畑143-1 (本庁舎) 0194-34-2114	健康福祉課 下閉伊郡田野畑村田野畑120-3 (保健センター) 0194-33-3102	健康福祉課 下閉伊郡田野畑村田野畑120-3 (保健センター) 0194-33-3102	健康福祉課 下閉伊郡田野畑村田野畑120-3 (保健センター) 0194-34-2226	教育委員会 下閉伊郡田野畑村和野278-1 (アズビィ楽習センター) 0194-34-2226
		久慈市	社会福祉課 久慈市川崎町1-1 (本庁舎) 0194-52-2119	子育て世代包括支援センター 久慈市旭町8-100-1 (元気の泉) 0194-52-2169	保健推進課 久慈市旭町8-100-1 (元気の泉) 0194-61-3316	子育て世代包括支援センター 久慈市旭町8-100-1 (元気の泉) 0194-66-8288	学校教育課※市内に幼稚園なし。 久慈市川崎町1-1 (本庁舎) 0194-52-2155
	洋野町		福祉課 九戸郡洋野町種市23-27 0194-65-5915	福祉課 九戸郡洋野町種市23-27 0194-65-5915	健康増進課 九戸郡洋野町種市22-1-1 (種市保健センター) 九戸郡洋野町大野8-85-1 (大野保健センター) 0194-65-3950 (種市保健センター) 0194-77-3576 (大野保健センター)	健康増進課 九戸郡洋野町種市22-1-1 (種市保健センター) 九戸郡洋野町大野8-85-1 (大野保健センター) 0194-65-3950 (種市保健センター) 0194-77-3576 (大野保健センター)	教育委員会総務学校課 九戸郡洋野町種市23-27 0194-65-5920
		野田村	保健福祉課 九戸郡野田村大字野田20-14 0194-78-2913	保健福祉課 九戸郡野田村大字野田20-14 0194-78-2913	保健福祉課 九戸郡野田村大字野田17-107 (保健センター) 0194-75-4321	保健福祉課 九戸郡野田村大字野田17-107 (保健センター) 0194-75-4321	教育委員会 九戸郡野田村大字野田20-14-2 0194-78-2936
普代村	住民福祉課 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2(本庁舎) 0194-35-2113		住民福祉課 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2(本庁舎) 0194-35-2113	保健センター 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2(保健センター) 0194-35-2211	保健センター 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2(保健センター) 0194-35-2211	教育委員会 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2(本庁舎) 0194-35-2711	
二戸	二戸市	福祉課 二戸市福岡字八幡下11番地1 (二戸市総合福祉センター) 0195-23-1313 (代表)	子育て支援課 二戸市福岡字八幡下11番地1 (二戸市総合福祉センター) 0195-23-1313 (代表)	健康福祉企画課 二戸市福岡字八幡下11番地1 (二戸市総合福祉センター) 0195-23-1313 (代表)	健康福祉企画課 二戸市福岡字八幡下11番地1 (二戸市総合福祉センター) 0195-23-1313 (代表)	教育企画課 二戸市福岡字川又47番地 (本庁舎) 0195-23-3111 (代表)	
		健康福祉課 九戸郡軽米町大字軽米10-85 0195-46-4736	健康福祉課 九戸郡軽米町大字軽米10-85 0195-46-4736	健康ふれあいセンター 九戸郡軽米町大字軽米2-54-5 0195-46-4111	健康ふれあいセンター 九戸郡軽米町大字軽米2-54-5 0195-46-4111	教育委員会 九戸郡軽米町大字軽米10-85 0195-46-4743	
	九戸村	住民生活課 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地1 (本庁舎) 0195-42-2111	住民生活課 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地1 (本庁舎) 0195-42-2111	住民生活課 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地1 (本庁舎) 0195-42-2111	住民生活課 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地1 (本庁舎) 0195-42-2111	教育委員会教育総務班 九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地1 (本庁舎) 0195-42-2111	
		一戸町	福祉課 二戸郡一戸町一戸字砂森93-2 (総合保健福祉センター) 0195-32-3700	健康子ども課 二戸郡一戸町一戸字砂森93-2 (総合保健福祉センター) 0195-32-3700	健康子ども課 二戸郡一戸町一戸字砂森93-2 (総合保健福祉センター) 0195-32-3700	健康子ども課 二戸郡一戸町一戸字砂森93-2 (総合保健福祉センター) 0195-32-3700	学校教育課 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9 (本庁舎) 0195-33-2111 (代表)

※掲載内容は、令和3年度の内容です。今後、組織改編等により担当課が変更になる場合があります。